



2023年2月27日

各位

会社名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 齊藤 猛
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インベスター・リレーションズ部 IRグループ マネージャー
横山 翔
(電話番号 03-6257-7075)

人権尊重・コンプライアンスに関する取組みの強化・再徹底について

当社(社長:齊藤 猛)は、人権尊重・コンプライアンス徹底を経営の最優先事項と位置付けており、これまで継続して強化に取り組んでまいりましたが、昨年の当社元会長による不適切行為も踏まえ、本日開催の取締役会において、下記のとおり人権尊重・コンプライアンス徹底に関する取組みをさらに強化・再徹底することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 人材デュー・デリジェンス(以下、「人材DD」)の実施

取締役選任プロセスの公正性・客観性を高めるため、取締役候補者の社内からの選任にあたっては、人材DDを実施し、その結果を指名諮問委員会に報告することを決定しました。人材DDは、第三者機関が、当該候補者の現在または過去の同僚・部下へのヒアリングをもとに、当該候補者が「ENEOSグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針」に定める選任方針に合致しているかを確認するものです。

2. 人権尊重・コンプライアンス徹底意識の維持・確認施策の実行

選任された取締役の人権尊重・コンプライアンス徹底意識を維持し、また、適切に維持されていることを確認するため、それらに関する各種研修を定期的実施することを決定しました。

3. 役員処分プロセスの明確化

重大なコンプライアンス違反等があった際の処分およびその手続きを明確化するため、それらを当社・各役員間で締結する「役員任用契約」において定めるとともに、関係の規程類を整備することを決定しました。

4. 役員懲罰規定の導入

重大なコンプライアンス違反等があった際の懲罰として、必要に応じて報酬諮問委員会の審議を経たうえでの取締役会決議によって役員報酬(原則として最大で4事業年度分)の返還請求・没収を実行することができるものとし、それを上記3.の「役員任用契約」および関係の規程類において定めること(クローバック・マルス条項の導入)を決定しました。なお、コンプライアンス違反等によって会社に生じた損害については、別途求償いたします。

以上